

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
25	25	21	9	11	10	14	12	22	0	6	6	0	1	22	2	2
京都府	京都市	○	○		○	○	○	○		○	各区役所・支所に就学援助制度の案内書類等を配架			○		
京都府	福知山市	○	○	○			○	○						○		
京都府	舞鶴市	○			○	○				○	学校だより等に記載			○		
京都府	綾部市	○		○	○	○		○						○		
京都府	宇治市	○	○		○		○	○						○		
京都府	宮津市	○			○	○		○		○	就学時健康診断の際に教育委員会から就学援助制度の書類を配布			○		
京都府	亀岡市	○			○		○	○						○		
京都府	城陽市	○			○			○							○	年度当初の申請は受付期間(2月1日～2月中旬)を設けているが、3月中の申請ならば年度当初から援助。その後の申請については、随時受け付けており、その場合は申請月や認定月以降分から援助。
京都府	向日市	○	○		○	○	○	○						○		
京都府	長岡京市	○				○		○		○	1.就学時健康診断の通知に同封して、就学援助制度の案内文(制度説明及び入学前支給について記載)を送付 2.小学6年生を対象に就学援助制度の案内文(制度説明及び入学前支給について記載)を学校で配布				○	通常は上記ウのとりの取り扱いをしているが、令和2年度より、新型コロナの影響により経済状況が急変した世帯または申請時期を失した世帯においては柔軟に対応している(現時点では令和3年度末までの申請が対象)。
京都府	八幡市	○		○				○						○		
京都府	京田辺市	○		○			○	○						○		
京都府	京丹後市	○	○				○	○						○		
京都府	南丹市	○		○		○	○							○		
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○	○						○		
京都府	大山崎町			○				○		○	町のウェブサイトにて制度を案内			○		
京都府	久御山町	○	○	○										○		
京都府	井手町					○		○						○		
京都府	宇治田原町					○	○	○						○		
京都府	精華町	○	○	○				○						○		
京都府	京丹波町	○			○	○		○					○			
京都府	伊根町					○	○	○						○		
京都府	与謝野町	○		○		○		○		○	就学時健康診断の結果を送付する際に、同封して案内を配布している。			○		
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	○		○		○								○		
京都府	相楽東部広域連合	○	○				○	○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法									
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫	
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)			
25	25	9	2	16	0	0	0	2	2	16	
京都府	京都市	○								児童生徒全員の保護者に制度案内の配布、外国語の制度案内を作成。	
京都府	福知山市			○						ウェブサイトはアクセシビリティに配慮して作成している	
京都府	舞鶴市			○							
京都府	綾部市	○									
京都府	宇治市	○									
京都府	宮津市	○								学校を通じて、全ての保護者へ就学援助制度の案内を行っている	
京都府	亀岡市							○	入学前支給対象の新小学校1年生については、希望者が直接市教委に提出していただき、それ以外の申請については、希望者が直接学校に提出していただいている。	進級時に学校を通して就学援助制度の案内用紙を全児童生徒に配布。また、各費目の援助額や援助対象となる年間所得の目安額等も記載している。	
京都府	城陽市			○						ホームページには援助対象となる標準世帯の年間所得の目安額等を記載、案内文には各費目の援助額の記載、転入者には必ず就学援助制度を説明している。	
京都府	向日市			○							
京都府	長岡京市			○						転入者には必ず就学援助制度を説明している。	
京都府	八幡市			○						案内文に認定世帯例を記述 英語の申請書を作成	
京都府	京田辺市	○								学校を通じて配布することで、案内漏れを極力防ぐ工夫をするとともに、諸費が滞りがちななど、経済的に困っていることがうかがえる家庭などへは、学校から個別に再度案内する工夫を行っている。	
京都府	京丹後市			○						申請案内時に認定基準を例示(所得基準額等)	
京都府	南丹市	○									
京都府	木津川市	○	○	○						1枚の用紙で、就学援助の説明がすべて記載している説明文を使用。	
京都府	大山崎町	○						○	小学校の就学予定者で、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を希望する場合のみ、教育委員会に提出(中学校の就学予定者は在籍する小学校へ提出)		
京都府	久御山町			○							
京都府	井手町			○							
京都府	宇治田原町			○						援助の対象となる方や目安となる所得基準額など詳しく記載しつつ、文書が1枚で収まるようレイアウトを工夫している。	
京都府	精華町			○						援助対象となる年間所得の目安額等を記載、転入者には必ず就学援助制度の書類を配布、離婚届提出者には必ず就学援助制度を説明している。	
京都府	京丹波町	○	○							在籍全児童生徒に毎年、案内パンフレットを配布している。	
京都府	伊根町			○						全保護者に資料を配付、各費目の援助額や年間総援助額を記載している。	
京都府	与謝野町			○						案内に各費目の援助額を記載、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変された方は相談していただくよう記載している。	
京都府	与謝野町宮津中学校組合			○						案内に各費目の援助額を記載、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変された方は相談していただくよう記載している。	
京都府	相楽東部広域連合			○							

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																																
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																																
		＜小学校＞																																
		(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)								(5) (1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知(あてはまるもの全てに○)									(6) ケの内容	(7) (1)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)				(8) エの内容
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他 →(2)	ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)	ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降		エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 教育委員会のウェブサイト掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布(兄弟姉妹がいる場合など)	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他 →(6)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。		ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他 →(8)			
25	25	23	1	0	1	1	23	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	16	1	16	8	12	8	8	1	2	0	4	4	0	0	0	0	0
京都府	京都市	○					○											○			○						○	保護者が入学届を提出した際に申請書類を配布して周知						
京都府	福知山市	○					○											○		○		○												
京都府	舞鶴市	○					○											○		○				○										
京都府	綾部市	○					○										○			○		○												
京都府	宇治市	○					○											○			○		○											
京都府	宮津市	○					○										○										○	就学時健康診断の際に教育委員会から案内を配布						
京都府	亀岡市	○					○											○				○												
京都府	城陽市	○					○											○		○		○												
京都府	向日市	○					○											○		○		○		○		○								
京都府	長岡京市	○					○												○		○			○		○	就学時健康診断の通知に同封して、案内文を送付							
京都府	八幡市	○					○										○			○						○								
京都府	京田辺市	○					○											○			○													
京都府	京丹後市	○					○										○							○										
京都府	南丹市	○					○											○			○			○										
京都府	木津川市	○					○											○		○		○		○										
京都府	大山崎町	○					○											○		○														
京都府	久御山町	○					○										○		○		○													
京都府	井手町		○							○																								
京都府	宇治田原町	○					○											○					○											
京都府	精華町	○					○											○		○														
京都府	京丹波町	○					○											○				○												
京都府	伊根町	○					○											○					○											
京都府	与謝野町	○					○										○									○	就学時健康診断の結果を送付する際に、同封して案内を配布している。							
京都府	与謝野町宮津市中学校組合				○		小学校を設置していない。																											
京都府	相楽東部広域連合	○					○											○	○				○											

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																							
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																							
		＜中学校＞																							
		(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(6) エの内容	
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他 →(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前		イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他 →(6)		
25	25	24	1	0	0	0	24	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7	16	1	0	0	0	0	0
京都府	京都市	○					○												○						
京都府	福知山市	○					○												○						
京都府	舞鶴市	○					○												○						
京都府	綾部市	○					○											○							
京都府	宇治市	○					○												○						
京都府	宮津市	○					○											○							
京都府	亀岡市	○					○												○						
京都府	城陽市	○					○												○						
京都府	向日市	○					○												○						
京都府	長岡京市	○					○												○						
京都府	八幡市	○					○											○							
京都府	京田辺市	○					○												○						
京都府	京丹後市	○					○											○							
京都府	南丹市	○					○												○						
京都府	木津川市	○					○												○						
京都府	大山崎町	○					○												○						
京都府	久御山町	○					○											○							
京都府	井手町		○							○															
京都府	宇治田原町	○					○												○						
京都府	精華町	○					○												○						
京都府	京丹波町	○					○												○						
京都府	伊根町	○					○												○						
京都府	与謝野町	○					○											○							
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	○					○											○							
京都府	相楽東部広域連合	○					○												○						

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								
		(1) 当てはまるもの1つに○							(2) オの内容 ・ 補足事項	(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)														(4) ソ、タ又は チを回答した場合、 生活保護基準額等に掛ける 係数(倍率)	(5) ツを回答した 場合、市区町村 民税課税最 低限度額に掛ける 係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項						
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税		ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入			テ. その他 →(6)					
																													係数(倍率)	係数(倍率)			
25	25	8	3	13	0	1	1			22	18	16	15	17	19	11	7	14	14	10	9	9	10	11	4	7	0	7	22	0	7	3	
京都府	京都市		○						○						○													○				所得基準額は、毎年度、生活保護基準・消費者物価指数等の社会経済動向や他都市状況を総合的に勘案して設定している。	
京都府	福知山市	○							○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○							1.3		
京都府	舞鶴市			○					○	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○						1.3		
京都府	綾部市			○					○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○							1.5		
京都府	宇治市			○																					○						1.5		生活扶助費(生活扶助＋教育扶助)×1.5倍＋各種加算(住宅扶助、障害者、母子)×1.0倍＝需要額
京都府	宮津市			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○							1.5		
京都府	亀岡市			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○						1.5		
京都府	城陽市	○							○	○				○	○			○								○					1.4		
京都府	向日市			○					○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○							1.3		
京都府	長岡京市		○						○																○		○				1.3		民生委員の所見(ただし申請者の世帯の経済状況及び家庭環境から特に就学援助が必要と認められる内容であること)
京都府	八幡市					○		令和3年6月末日までに申請し、認定された世帯に対して令和3年4月までさかのぼって就学援助費を支給		○																	○				1.3		母子世帯・父子世帯・身体障がい者世帯・児童世帯は、掛ける係数が1.5倍
京都府	京田辺市	○							○	○	○	○	○	○	○			○	○					○							1.3		
京都府	京丹後市	○							○	○	○	○	○	○	○			○	○					○							1.3		
京都府	南丹市			○					○																	○		○			1.5		職業等を失い経済状況が急変し、生活状況に影響が生じると判断したもの
京都府	木津川市			○					○	○	○	○	○	○	○									○	○						1.2		
京都府	大山崎町		○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			1.3		特に就学のために経済的援助が必要であると、関係機関または民生員等の助言・所見・意見等に基づき教育長が認めた者(死亡・行方不明・失業・被災・病気療養中等)
京都府	久御山町			○																						○					1.3		
京都府	井手町			○					○										○	○	○					○					1.5		
京都府	宇治田原町	○							○					○													○				1.3		
京都府	精華町			○					○	○	○	○	○	○	○								○			○					1.2		
京都府	京丹波町			○					○	○	○		○	○	○									○			○				1.3		国民年金の掛金の減免
京都府	伊根町			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○					特別の教育的配慮が必要と認められる者
京都府	与謝野町	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.5		
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.5		
京都府	相楽東部広域連合	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○						その他学校長又は民生(児童)委員が特に援助が必要と認める状態にある者

[illegible]

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																															
		(1) 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																															
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項							
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他								
25	25	23	0	0	0	3	3	3	20	20	1	24	0	0	0	2	2	2	22	22	0	11	8	8	1	2	2	2	0	0	1	23	16	16	0	7	7	7	0	0	1	23							
京都府	京都市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	32,109								○				○	21,670	14,834						校外活動費(宿泊を伴うもの)については新型コロナウイルスの影響により実施無し。 体育実技用具費については支給実績無し。 ・通学用品費は学用品費と合わせて13,896円支給。(1年:11,628円、2～6年:13,896円) ・校外活動費(宿泊を伴わないもの)の上限は3年:2,000円、4年:2,500円、5年:3,000円。 ・通学費は支給実績無し。 校外活動費(宿泊を伴うもの)、生徒会費、医療費については、対象者がなかったため実績がありません。 「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」「クラブ活動費」「生徒会費」「PTA会費」は実費支給(上限有)					
京都府	福知山市	○							○	13,896		○						○	51,060		○	○	0								○	○	8,415																
京都府	舞鶴市	○							○	11,630		○						○	51,060												○	○	6,803																
京都府	綾部市	○							○	11,630		○						○	51,060												○	○	8,420																
京都府	宇治市	○							○	11,630		○						○	51,060		○	○	0								○	○	15,409																
京都府	宮津市	○							○	11,630		○						○	51,060												○	○	15,357																
京都府	亀岡市	○							○	11,630		○						○	51,060		○	○	32,947								○				○			○	22,690	5,396									
京都府	城陽市	○							○	11,630		○						○	51,060		○					○	40,020	0				○	○	14,710															
京都府	向日市	○							○	11,630		○						○	51,060		○	○	23,960								○	○	15,210																
京都府	長岡京市	○				○				11,630	10,825		○			○	51,060	51,060													○	○	4,950																
京都府	八幡市	○				○				15,500	14,789		○					○	51,060												○				○		22,690	13,283											
京都府	京田辺市	○							○	11,630		○						○	51,060												○	○	0																
京都府	京丹後市	○							○	11,630		○						○	51,060		○	○	0								○	○	17,339																
京都府	南丹市	○							○	11,630		○						○	51,060		○	○	0								○	○	18,218																
京都府	木津川市	○							○	11,630		○						○	51,060												○	○	22,000																
京都府	大山崎町	○							○	11,630		○						○	51,060												○					○		22,690	8,835										
京都府	久御山町	○							○	11,630		○						○	51,060		○	○	0								○	○	21,890																
京都府	井手町	○							○	11,630		○						○	51,060												○	○	○	20,980															
京都府	宇治田原町	○							○	11,630		○						○	51,060												○	○	11,476																
京都府	精華町	○							○	11,630		○						○	51,060		○					○	40,020	0			○				○		22,690	2,887											
京都府	京丹波町	○							○	11,630		○						○	51,060		○			○							○				○		22,690	12,845											
京都府	伊根町										○	○						○	51,060																									○					
京都府	与謝野町	○							○	11,630		○						○	51,060												○	○	16,702																
京都府	与謝野町宮津市 中学校組合																																																
京都府	相楽東部広域連合	○				○				11,630	11,443		○			○	51,060	40,940													○				○		22,690	0											

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																																
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																																
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費								補足事項										
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額		令和3 年度単 価	その他								
25	25	24	0	0	0	3	3	3	21	21	1	25	0	0	0	2	2	2	23	23	0	12	9	9	1	2	2	2	0	0	1	24	17	17	0	7	7	7	0	0	1	22								
京都府	京都市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	62,773								○				○	60,300	35,610												
京都府	福知山市	○							○	24,996		○							○	60,000		○	○	74,977								○	○	6,767													・通学用品費は学用品費と合わせて24,996円支給。(1年:22,728円、2・3年:24,996円)			
京都府	舞鶴市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	107,907								○	○	7,479													校外活動費(宿泊を伴うもの)については、対象者がなかったため実績がありません。 「体育実技用具費」「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」「クラブ活動費」「生徒会費」「PTA会費」は実費支給(上限有)			
京都府	綾部市	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	13,474													通学用品費については、第1学年を除く学年に支給した。新型コロナウイルスの影響により、校外活動費(宿泊を伴うもの)については支給実績がなかった。また、修学旅行費も減額となった。			
京都府	宇治市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	5,317								○	○	35,986																
京都府	宮津市	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	40,679																
京都府	亀岡市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	55,970								○				○	60,910	6,693										校外活動費(宿泊を伴うもの)については、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は実績なし。		
京都府	城陽市	○							○	22,730		○							○	60,000		○				○	80,880	47,080					○	○	64,375													修学旅行費の支給平均額は、令和元年度実績額を記入。校外活動費(宿泊を伴うもの)は対象費目ではあるが、実績がない。		
京都府	向日市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	85,515								○	○	33,204														体育実技用具費については、新型コロナウイルス感染症により、実技の授業がなかったため支給実績がない。 学校給食費については現物支給だが、令和2年度は、コロナによる学校休校期間中の給食費相当額について、一定額を支給。		
京都府	長岡京市	○				○	22,730	20,126				○			○	60,000	60,000															○	○	6,287														・修学旅行について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため代替措置として日帰り旅行を実施。 ・学用品費と通学用品費について本市では合算して支給しているため、総額から平均額を算出し、按分して記入。 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給実績なし。 ・医療費については、医療券を発行し保護者へ配布。後日、医療機関から請求があり、医療機関へ直接支給。		
京都府	八幡市	○				○	27,310	25,927				○							○	60,000												○				○	60,910	31,466										1年生の学用品費上限額は、25,040円 通学用品費、校外活動等参加費(泊なし)は学用品費に含む 体育実技用具費は、令和3年度より支給(支給平均額は各校予算計上単価の平均額) 令和2年度の校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし 令和2年度の修学旅行・校外活動(宿泊を伴う)は新型コロナウイルス感染症の流行を受け、実施せず。		
京都府	京田辺市	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	0															医療費については、令和2年度の実績はありません。	
京都府	京丹後市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0								○	○	36,049														通学費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)については、実績がありません。		
京都府	南丹市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0								○	○	43,290															「通学費」「校外活動費(宿泊を伴うもの)」「オンライン学習通信費」「医療費」実績なし。	
京都府	木津川市	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	50,000																
京都府	大山崎町	○							○	22,730		○							○	60,000												○				○	60,910	11,000											体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費、学校給食費については実績なし。	
京都府	久御山町	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0								○	○	60,910															修学旅行費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、卒業アルバム代等は令和3年度予算単価。 体育実技用具費、通学費は要綱上、設定しているが支給していない。 宿泊を伴わない校外活動費について、令和2年度は中止したため支給額は0円。	
京都府	井手町	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	0															通学用品費は1年生時支給なし、クラブ活動費は3年間の合計で30,150円支給 学校給食費は270円×食数にて支給 対象費目があっても実績なし・・・体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)校外活動費(宿泊を伴うもの) 町施策での援助・・・通学費・医療費
京都府	宇治田原町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	0																体育実技用具費・・・令和2年度は体育の授業で柔道を実施しなかったため 修学旅行費・・・令和2年度は修学旅行を実施しなかったため それぞれ支給額が0円であった
京都府	精華町	○							○	22,730		○							○	60,000		○				○	80,880	0				○				○	60,910	0												体育実技用具費、通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、学校給食費は支給実績なし。
京都府	京丹波町	○							○	22,730		○							○	60,000		○			○							○				○	60,910	37,899												「校外活動費(宿泊を伴うもの)」「オンライン学習通信費」は実績なし
京都府	伊根町										○	○							○	60,000																													教育費無償化事業を実施しており、教材費、修学旅行費、学校給食費は就学援助費として支給しない。 令和2年度中、中学校新入学児童生徒学用品費及び生徒会費の支給実績はない。	
京都府	与謝野町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	32,159																校外活動費(宿泊を伴わないもの)、生徒会費、医療費については、実績がないため、平均支給額は0円。
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	34,580																医療費、生徒会費については、実績がないため、平均支給額は0円。
京都府	相楽東部広域連合	○				○	22,730	22,053				○				○	60,000	43,600														○				○	60,910	0												体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、オンライン学習通信費は実績なし

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
25	25	2
京都府	京都市	
京都府	福知山市	
京都府	舞鶴市	
京都府	綾部市	
京都府	宇治市	
京都府	宮津市	
京都府	亀岡市	
京都府	城陽市	
京都府	向日市	
京都府	長岡京市	新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が急変した場合についても考慮し、柔軟に対応。 また、令和2年度は、休校期間中の給食費の代わりに昼食費を臨時支給した。
京都府	八幡市	
京都府	京田辺市	
京都府	京丹後市	
京都府	南丹市	
京都府	木津川市	令和2年度については、新型コロナ対策として臨時特別援助費として、準要保護世帯の児童生徒1人当たりに50,000円の支給を年2回(5月、12月)に行った。
京都府	大山崎町	
京都府	久御山町	
京都府	井手町	
京都府	宇治田原町	
京都府	精華町	
京都府	京丹波町	
京都府	伊根町	
京都府	与謝野町	
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	
京都府	相楽東部広域連合	